

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における旅費の適正な支出を図るため、業務のために旅行する法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第4条第1項に規定する者をいう。
 - (2) 職員 国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）、国立大学法人大分大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第6号）、国立大学法人大分大学特任教員就業規則（平成20年規則第10号）、国立大学法人大分大学嘱託職員就業規則（平成25年規則第24号）及び国立大学法人大分大学職域限定職員就業規則（平成27年規則第29号）の適用を受ける者をいう。
 - (3) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
 - (4) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
 - (5) 出張 役職員が業務のため一時その勤務地（常時勤務する勤務地のない役職員については、その住所又は居所）を離れ旅行し、又は役職員以外の者が法人の依頼を受けた業務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
 - (6) 赴任 新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は出向若しくは帰任を命ぜられた役職員がその出向若しくは帰任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。
 - (7) 扶養親族 内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては、役職員の配偶者及び子で主として役職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
 - (8) 遺族 役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
 - (9) 学生 大分大学に所属する学部学生、大学院生及び研究生をいう。
- 2 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「勤務地」という場合には、勤務地の所在する市町村の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し旅費を支給する。

- 2 役職員が出張又は赴任のための内国旅行又は外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族に対し、旅費を支給する。
- 3 役職員以外の者が法人の依頼又は要求に応じ旅行する場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 4 前三項の規定に該当する場合を除くほか、他の規定に特別の定めがある場合には、旅費を支給する。
- 5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条

において同じ。)がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で国立大学法人大分大学旅費細則(平成16年細則第27号。以下「旅費細則」という。)で定めるものを旅費として支給することができる。

- 6 旅費の支給に当たり、必要に応じて仮払をすることができる。
- 7 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故及び天災又は宿泊施設の火災等、本人の責めに帰すべきでない理由による事情により仮払を受けた旅費額(仮払を受けなかった場合には、仮払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費細則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、学長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第3項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消しを含む。以下同じ。)する必要があると認める場合は、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更する場合は、所定の旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載又は記録の上、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録を行い、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録の上、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条の規定は、適用しない。
- 7 旅行を行った者(旅行命令等を変更した者を含む。)は、速やかに旅行報告を旅行命令権者に行わなければならない。
- 8 旅行命令簿等及び旅行報告の記載事項、記録事項、様式その他の必要な事項は、別に定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、旅客運賃又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（旅行日数）

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

- 2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じた時は、これを1日とする。
- 3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

（同一地域滞在中の日当等の減額）

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

- 2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除く。

（私事居住地等からの旅行）

第10条 私事のために勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

（定額を異にする場合）

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

（区分計算）

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、役職の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の精算手続等)

- 第13条 旅行命令等により旅行を行った者は、旅行終了後所定の期間内に、旅費の計算に必要な書類を出納命令役に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その書類を提出しなかったことにより、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。
- 2 旅費の仮払を希望する者は、あらかじめ仮払計算に必要な書類を添えて旅行命令権者に申請を行い、その承認を得なければならない。
 - 3 出納命令役は、前項の仮払を行った者の精算を行った結果、過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
 - 4 出納命令役は、支払った仮払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第1項前段に規定する期間内に、旅費の精算をしなかった場合又は過払金を返納しなかった場合には、出納命令役がその後において当該旅行者に対し支払う旅費の額から仮払に係る旅費額又は過払金に相当する金額を差し引くことができる。
 - 5 第1項から第3項に規定する様式、期間その他の必要な事項は、別に定める

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

- 第14条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。
- (1) その乗車に要する運賃
 - (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
 - (3) 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第2号に規定する急行料金については、次の各号のいずれかによる取扱いとする。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに支給する。ただし、用務の都合等により旅行命令権者が必要と認める場合は、片道100キロメートル以内であっても支給することができる。
 - (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに支給する。
- 3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に支給する。ただし、用務の都合等により旅行命令権者が必要と認める場合は、片道100キロメートル以内であっても支給することができる。

(船賃)

- 第15条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 役員については、上級の運賃
 - イ 職員については、上級の直近下位の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 役員については、上級の運賃
 - イ 職員については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 役員が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第17条 車賃の額は、路線バスの旅客運賃による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により路線バスの利用ができない場合には、他の交通機関の旅客運賃又は実費額による。

(日当)

第18条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満(水路及び陸路を含む。)の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第20条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃外に別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(他の国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構への赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に法人への赴任があった場合には、他の国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構への赴任がなかったものとみなして第1号に規定する額の2分の1の額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が役職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における役職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における役職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(他の国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構への赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に法人への赴任があった場合には、他の国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構への赴任がなかったものとみなして第1号に規定する額の2分の1の額)を超えることができない。

2 役職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(勤務地以外の同一地域内旅行の旅費)

第24条 勤務地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 鉄道100キロメートル(水路及び陸路を含む。)以上の旅行の場合には、第14条、第15条又は第17条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費を支給できるものとする。

(1) 役職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧勤務地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 役職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新勤務地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に規定する順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した日における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、この章に規定するところによ

る。

2 前項本文の場合において、第23条第1項の規定の適用については、本邦到着の場合はその外国からの到着地を旧勤務地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)

第27条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 役員については、最上級の運賃
 - イ 職員については、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 役員が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第28条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、役員については最上級の直近下位の級の運賃、職員については役員について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
 - イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の上級の運賃、職員については役員について定める運賃の級の直近下位の級の運賃
 - ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、役員についてはその階級内の上級の運賃、職員については下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 役員が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第29条 航空賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 役員並びに国立大学法人大分大学職員任免規程（平成16年規程第15号）別表に規定する教授、准教授、事務局長、部長、看護部長及び大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第13条第2項に規定する医療技術部長（以下「教授等」という。）については、最上級の直近下位の級の運賃
 - イ アに該当する者を除く職員については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃
 - ア 役員及び教授等については、上級の運賃
 - イ アに該当する者を除く職員については、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (4) 役員が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前三号の規定する

運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第30条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第27条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第18条第2項、第19条第2項及び第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第31条 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第2の定額(以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に定める額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 移転に伴う家財の輸送の通常経路のうちに含まれる水路及び陸路につき特に多額の運賃を要する場合として旅費細則で定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額(前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ旅費細則で定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが、第32条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を勤務地に呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第23条第2項の規定は、前三項の規定による移転料の額の計算について、それぞれ準用する。

(扶養親族移転料)

第32条 扶養親族移転料は、次の各号に該当する場合に支給する。

(1) 赴任の際学長の許可を受け、扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで随伴するとき。

(2) 外国に在勤中学長の許可を受け、同一勤務地について1回限り、扶養親族を勤務地に呼び寄せるとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転料の際における年齢に従い、次の各号に掲げる額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その移転の際における役職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(着後手当)

第33条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額

による。

(旅行雑費)

第34条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(同一地域内旅行の旅費)

第35条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、第24条第1号及び第2号の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同条第1号中「第14条、第15条又は第17条」とあるのは、「第27条、第28条又は第29条第2項」と読み替えるものとする。

(遺族の旅費)

第36条 第3条第2項の規定により支給する旅費は、第25条の規定に準じて計算した旅費を支給することができる。

第4章 雑則

(役職員以外の者に対する旅費)

第37条 第3条第3項の規定により役職員以外の者(学生を除く。)に対して支給する旅費については、別表3に規定する役職員相当の支給区分による旅費とする。

2 勤務地内における旅行は、次の各号に掲げる旅費を支給する。

(1) 鉄道賃及び車賃の実費額

(2) 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額に相当する額の宿泊料

(学生に対する旅費)

第38条 学生に対する旅費は教員等の職務補助として出張する場合に限り、支給することができる。ただし、学部学生については教員等の帯同を原則とする。

2 学生に支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 別表3に規定する日当、宿泊料及び食卓料

(2) 職員相当の支給区分による鉄道賃、船賃及び航空賃

(3) 車賃及び旅行雑費の実費額

(旅費の調整)

第39条 学長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程又は旅費に関する他の法令の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 学長は、旅行者がこの規程による旅費により旅行することが困難であると認められる場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第40条 学長は、役職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この規程による旅費の支給ができないとき、又はこの規程により支給する旅費が同項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該役職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(端数の取扱い)

第41条 この規程の定めによって算出した旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを

切り捨てる。

(雑則)

第42条 この規程を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第33号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第66号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第36号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第54号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第40号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第76号)

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附 則 (平成26年規程第56号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第73号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第11号)

この規程は、平成31年3月22日から施行する。

附 則 (令和元年規程第4号)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第14号)

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

別表第1 内国旅行の旅費（第18条—第22条関係）

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
役員	2,600円	12,400円	2,600円
職員	2,200円	10,300円	2,200円

2 移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満
役員	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円
職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円

区分	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
役員	306,000円	328,000円	381,000円
職員	261,000円	279,000円	324,000円

備考

路程の計算については、水路4分の1キロメートル及び陸路1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費（第30条，第31条，第32条関係）

1 日当，宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方
役員	6,700円	4,700円	20,600円	14,300円
職員	5,700円	4,000円	17,700円	12,200円

区分	食卓料 （1夜につき）
役員	4,700円
職員	4,000円

備考

- 1 甲地方とは旅費細則で定める地域及び都市をいい，乙地方とは甲地方以外の地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，乙地方につき定める定額とする。

2 移転料

区分	鉄道100キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上5,000キロメートル未満
役員	188,000円	269,000円	383,000円	425,000円	521,000円
職員	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円	428,000円

区分	鉄道5,000キロメートル以上10,000キロメートル未満	鉄道10,000キロメートル以上15,000キロメートル未満	鉄道15,000キロメートル以上20,000キロメートル未満	鉄道20,000キロメートル以上
役員	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
職員	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円

備考

路程の計算については，水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第3 役職員以外の者への旅費（第37条関係）

1 役職員以外の者（学生を除く。）の支給区分

役員及び職員以外の者		支給区分
1	国立大学法人，独立行政法人その他これに準じる機関の役員	役員相当
2	国務大臣又は国会議員	
3	国の機関のうち，府，省又は外局として置かれる庁の内部部局の部長以上	
4	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第11号の指定職俸給表の適用をうける者	
5	国立大学法人法（平成16年法律第112号）に基づき設置された委員会の委員	
6	法律又は政令に基づき設置された審議会等の委員	
7	地方公共団体の長	
8	地方公共団体が設置する大学又は私立大学の長	
9	学識経験者で学長又は旅行命令権者が特に認めるもの	
10	1号から9号以外の者	職員相当

備考

1から4まで，7及び8の職にあった者については，当該者の退職時（2回以上の退職があった場合においては，最後の退職当時）の職によるものとする。

2 学生に支給する旅費の日当，宿泊料及び食卓料

区分		日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
内国旅行		1,700円	8,200円	1,700円
外国旅行	甲地方	4,800円	14,700円	3,400円
	乙地方	3,400円	10,200円	

備考

- 1 甲地方とは旅費細則で定める地域及び都市をいい，乙地方とは甲地方以外の地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は，乙地方につき定める定額とする。